

あなたの申請手続きは もう、大丈夫ですか？

- ☆ 石綿被害者救済法(新法)による申請受付は済みましたか？
- ☆ 労災の可能性のある人でも、救済給付の申請を同時にできます
- ☆ できるだけ救済給付の申請をした上で、労災の可能性が有ると思われる方は、労働基準監督署に労災の申請もしましょう。
- ☆ 仕事でアスベストを吸った経験のある場合は、労災の適用が受けられる可能性があります。労災の適用を受ける方が、救済給付よりもはるかに有利な給付が受けられます。ただし、アスベストを吸ったことを突き止めることが難しいことがあります。そんなときは、あきらめないで相談ください。

**アスベスト被害の救済について、
わからない事、困った事は下記へご相談ください**

アスベスト健康被害ホットライン

(3/20～22 午前10時～午後6時)

0120-631-202

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部・尼崎支部

尼崎労働者安全衛生センター・関西労働者安全センター

「石綿新法相談会」を開きますので、ご利用ください

3月25日(土)午前10時～、午後2時～ 「エル・おおさか」11階

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14

地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から西へ300m

